

見附市選挙管理委員会告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により投票用紙及び投票用封筒を郵便をもって発送する場合、その発送を開始する日を次のとおり定める。

令和8年1月26日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

郵便をもって発送開始する日

衆議院小選挙区選出議員選挙 令和8年1月27日

衆議院比例代表選出議員選挙 令和8年1月27日

最高裁判所裁判官国民審査 令和8年1月27日